

第9回大阪府環境審議会水質部会 議事録

日 時：平成28年7月22日（金）9時45分～12時15分

場 所：大阪府咲洲庁舎45階 会議室

○司会（酒井） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第9回水質部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。私、司会を務めます環境管理室の酒井でございます。よろしく願いいたします。

初めに、今回から新たにご就任いただきました委員の方をご紹介いたします。龍谷大学の岸本委員です。

○岸本委員 岸本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会（酒井） また、池委員におかれましては、環境審議会会長から引き続き部会長に指名されておられます。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたくと存じます。

池部会長、よろしく願いいたします。

○池部会長 おはようございます。今日はよろしく願いいたします。

早速ですが、初めに議題1の部会長代理の指名について説明をお願いいたします。

○事務局（望月） 環境管理室の望月でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料、水質部会の運営要領をご覧いただければと思います。A4判1枚物の資料をつけさせていただいております。

今回は6月の委員改選以降の最初の部会となりますので、本日最初の議題といたしまして、運営要領の第3「組織」3に基づきまして、部会長代理のご指名をいただきたくと存じます。

部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○池部会長 それでは、私の方から石川委員に代理をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○石川委員 短い期間だと思いますが、よろしく願いいたします。

○池部会長 ありがとうございます。では、よろしく願いいたします。

それでは、今日の議題2ですが、総量削減計画のあり方と総量規制基準についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田淵） 環境管理室の田淵でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料1によりまして説明をさせていただきます。

本日は6月に諮問をさせていただきまして最初の部会のご議論ということで、これから検討を進めていただくに当たっての基本的な考え方の案につきまして事務局で作成しましたので、こちらの方をご審議賜りたいと考えております。よろしく願いいたします。

まず、基礎的な情報といたしまして、水質総量削減制度と総量規制基準の概要、また、府におけます総量削減の実施状況、また、国における第8次総量削減の答申の概要について説

明させていただきます。

まず、水質総量削減制度についてでございます。

この制度は、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい閉鎖性海域の水質汚濁を防止することによって、昭和53年に導入されまして、これまで5年ごとに7次にわたって実施してきております。

制度の概要は、図1にお示ししておりますとおり、まず、環境大臣が都道府県別の削減目標量などを総量削減基本方針として定めます。これに基づきまして、知事が生活排水や産業排水といった発生源別の削減目標量とか達成の方途などを総量削減計画として定め、施策を推進することとなっております。達成の方途の具体的な内容につきましては、一番下でございますように、下水道等の整備あるいは総量規制基準による規制等を行っております。

次に、総量規制基準について説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。この基準は、先ほどの総量削減計画に基づいて、知事が定めることになっております。基準値につきましては、各事業場からの汚濁負荷量の排出の許容限度と定めておりまして、具体的には、こちらの計算式でございますように、業種区分ごとに水質の濃度であるC値を定めまして、それに排出水の量を掛け合わせて負荷量を算出するということです。

このC値につきましては、表1にありますように、その施設が設置された時期によって水量とそれに対応するC値ということで設定をしております。

続きまして、大阪府における第7次、現行の総量削減計画の実施状況です。

まず、削減目標量の達成状況ですが、第7次の計画は、目標年度を平成26年度としておりまして、平成24年2月に策定をしております。目標の達成状況につきましては、表2から表4にお示ししておりますとおり、COD、窒素、りんとも、それぞれの発生源別に見ても削減目標量を達成している状況でございます。こちらの表の一番右が削減目標量、その隣が26年度の実績値です。

続きまして、削減目標量の達成のための方途の実施状況について説明いたします。

まず、生活系排水対策です。

大阪府では、生活排水の100%適正処理を目指しまして、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及の促進などを図っております。その結果、生活排水適正処理率につきましては、3ページの表5にございますとおり、平成26年度末時点で95%となっております。また、未処理人口で申し上げますと、21年度末から21万人減少しまして、現在、26年度末時点で44万人となっております。

また、4ページでございますが、生活排水対策重点地域の指定、あるいは大阪府としましては、生活排水処理計画整備指針というのに基づきまして、市町村の生活排水処理計画の策定、見直しを技術的に支援をしております。

下水道普及率につきましては、平成26年度末時点で95.6%となっております。また、高度処理普及率につきましては、表6にありますとおり、平成26年度末時点で59.3%となっ

ております。この要因としましては、22年度末に八尾にございます竜華水みらいセンターの供用が開始される、そういう取組みを進めた結果、伸びているということです。

また、合流式下水道の改善ということで、各下水道管理者が計画を策定しまして、分流並み負荷量の達成を目指して取組みを進めております。

それから、浄化槽につきましては、合併処理浄化槽が年間大体1,500基程度新設をされているということで、100%適正処理に向けた取組みを進めております。

続きまして、産業系排水対策です。

こちらは、平成26年度末時点で大体4,000事業場に対して、法、条例に基づく排水規制を行っています。そのうち総量規制対象は474事業場です。毎月汚濁負荷量の報告を求めて、それをもとに総量規制基準の遵守状況をチェックし、立ち入り等も行って、必要な指導を行っています。

その他の汚濁発生源に係る対策としまして、農地からの負荷の削減対策とか畜産排水対策、これは家畜排せつ物の適正処理と有効利用の促進ということで、このようなことを推進しております。

それから5ページ目で、その他汚濁負荷量の総量の削減に関して必要な事項につきましては、1つ目のポツですが、民間企業やNPO等と協働して水質保全を図るということで、こちらは例年8月に官民が連携しまして、大阪湾水質一斉調査を実施しております。

また、干潟の整備ということで、大和川河口部に隣接した堺泉北港堺2区で人工干潟の整備を進めております。そのほか藻場の造成なども実施しております。

くぼ地対策は、大阪湾に21カ所ありまして、対策を進めています。現在は阪南2区沖のくぼ地で集中的に取組みを進めておりまして、平成26年度末時点で進捗率が61%となっております。

続きまして、環境基準の達成状況です。

CODにつきましては、近年、ずっと67%で横ばいですが、6ページの表8-1をご覧くださいと、CODはそれぞれの水域で幾つか環境基準点があるのですが、全ての環境基準点が達成して初めてその水域が達成という評価をいたします。そういうことで、全体としては変わっていないのですが、地点別に見ますと、例えば、大阪湾（2）というB類型の水系については、21年度は全ての地点で下回っておりませんでした。26年度は3地点で下回っているということで、改善の傾向も見えてところでございます。

それから、全窒素、全りんにつきましては、2010年度（平成22年度）以降、全ての水域で達成している状況です。

続きまして7ページで、現行の総量規制基準の設定状況です。

前回の設定に当たりまして、環境審議会に諮問させていただきまして検討を進めました。そのときの基本的な考え方ですが、まず、業種区分につきましては、環境省の告示で1区分増えたということで、それに合わせて大阪府も追加したということです。あと、大阪府独自で幾つかの業種を細分化しておりまして、例えばCODで申し上げますと、洗濯業は、国は

1つのくりなのですが、それを敷地面積400m²以上と未満で2つの区分に細分化するというをしております。この細分化につきまして引き続き採用するという事で、検討が進められました。

次に、C値の設定ですが、既設事業場に係るC値については、上限値あるいは下限値の引き下げ状況を勘案して、さらに現状の水質等を考慮して見直しをする。それから、新・増設に関わるC値につきましては、原則としてC値の範囲内の下限値を採用する。それから、府域にない業種または著しく負荷量の小さな業種については、下限値を採用する。

このようなことを基本的な考え方として検討が進められました。

その結果、現在、7次の設定状況につきましては、8ページの表9にありますような形で、一番上の行が既に第6次の時点で7次の下限値を採用していたところで、ここはそのまま変更できないというか、そのままのところでございます。その下については、一部強化または据え置きとしております。

続きまして、今度は、次の第8次総量削減に向けて国の中央環境審議会で審議されておりますので、その答申について説明をさせていただきます。

まず、あり方答申についてです。

指定水域における水環境改善の必要性ということで、大阪湾につきましては、窒素、りんが環境基準を達成された状況が続いている。一方で、CODの達成率は低く、また、大規模な貧酸素水塊も発生している。このため、窒素、りんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされております。この有機汚濁解消の観点というのは、例えば、内部生産が起こって汚濁が進むとか、そういうことの解消という観点から進める必要があるというような趣旨ということです。

それから、対策のあり方は、きれいで豊かな海の観点から、総合的な対策を進めていくことが必要とされております。答申の中で「なお」ということで、改正されました瀬戸内海環境保全特別措置法、また、変更されました瀬戸内海環境保全基本計画の内容が書かれておまして、そこで瀬戸内海の環境保全は、多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として行うこと、また、湾灘ごと、季節ごとの課題に対応する必要があることが示されております。

その下、括弧で参考ということで、こちらは大阪府の状況を記載させていただいております。

大阪府では、変更された基本計画と大阪湾の状況を踏まえまして、大阪府計画を変更することにしまして、昨年6月に諮問をさせていただきました。この6月に答申をいただきまして、現在、それに基づいて大阪府計画の案を作成して、府民意見等の募集を行っているところでございます。この大阪府計画の概要につきましては、13ページに別紙1ということでお示ししておりますので、またご覧いただければと思います。

続きまして、次に汚濁負荷削減対策のあり方につきまして、東京湾、伊勢湾、大阪湾が水環境の改善が必要とされていまして、こちらについて、これまでの対策の内容や難易度、費

用対効果等も勘案して、効果的に削減が図れるよう、対策を検討すべきとされています。

「なお」ということで、大阪湾においては、先ほどございました窒素、りん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要ということが、こちらでも示されております。

また、干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等につきましては、水質浄化、また生物多様性・生物生産性の確保ということの重要性に鑑み、それぞれの湾の実情に応じた総合的な取組みを推進していくことが必要とされております。

続きまして、総量規制基準の設定方法についてです。

大阪湾につきましては、設定方法に書いてありますとおり、時期区分と業種区分は変更しないとされています。また、C値の範囲につきましては、CODについては15業種区分で上限値を下げるということ、窒素とりんにつきましては、先ほどの環境基準の達成状況を勘案して、あり方答申を踏まえ、変更しないとされております。

あと、府県が総量規制基準を定める際の留意事項といたしまして、大阪湾においては有機汚濁解消の観点から取組みを進める必要があるということで、その上で、指定地域内事業場に係る負荷量につきましては、これまでかなりの削減が図られてきているということで、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組みが継続されていく必要があるとされております。

それから、10ページ目でございます。こちらが今回のポイントの1つでございますが、先ほども申し上げましたが、大阪湾においては、あり方答申を踏まえ、窒素及びりんのC値の範囲は変更しないこととされております。

続きまして、以上の制度や大阪府域の現状、それから国のあり方答申を踏まえまして、今回の総量削減計画のあり方、また、総量規制基準を検討するに当たっての基本的な考え方の案でございます。

まず、総量削減計画のあり方についてでございます。

こちらの総量削減計画は、発生源別の削減目標量及びその達成の方途、それから、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項を定めるということでございます。

また、今回の国のあり方答申で、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、有機汚濁解消の観点から改善を進める必要があるということで指摘をされております。

また、前回の府における計画の検討に当たっての基本的な考え方をこちらに示しておりますが、1つ目のボツでございます。大阪府域の汚濁負荷量の状況を見ますと、やっぱり生活系の割合が高いということで、生活排水に伴う負荷の削減を中心に、引き続き負荷量の削減が必要だということと、2点目が、大阪湾の水質には、内部生産などさまざまな要因が複雑に関係しているということで、陸域からの汚濁負荷量の削減に加えて、干潟・藻場の保全・再生など、そういう幅広い水質改善に関連する取組みをあわせて推進することが必要ということをご指摘いただいております。それから、3点目でございますが、大阪湾の集水域において、他府県、市町村をはじめ、住民さん、NPO、企業等の各主体と協働して一体となっ

た取組みが必要ということまでいただいております。

このような国のあり方答申、また、前回の検討時の基本的な考え方を踏まえまして、今回の基本的な考え方といたしましては、11ページでございます。

まず、国が今後、総量削減基本方針をあり方答申等を踏まえて9月に策定すると聞いております。その方針と、あと大阪湾の状況、すなわち窒素、りん的环境基準が達成されている、また、CODは環境基準の達成率が低い、汚濁負荷量に占める生活排水の割合が高い、こういう大阪湾の状況を踏まえて検討するというのが1点目です。

2点目は、具体的には、削減目標量、これは府全体の値は、基本方針として国の方から「大阪府は何トンにするべき」ということで示されます。ただ、生活排水、産業排水、その他ということで、どの発生源でどれだけ下げなのか、あるいは維持するのかということについては大阪府の方で決めていくということで、そこを検討するということです。あわせて、達成の方途のあり方も検討するとしております。また、その他汚濁負荷量の削減に関して必要な事項、これが先ほどの干潟とか藻場とかそういう汚濁負荷量削減とは別のところですが、これにつきましては、瀬戸内海的环境の保全に関する大阪府計画のあり方に係る答申も勘案して検討するというにしております。

続きまして、総量規制基準の検討に当たっての基本的な考え方です。

まず、現在の第7次の設定状況は表10に示すとおりです。

今回の国の答申におきましては、この業種区分は変更されておりません。また、C値の範囲については、窒素、りんは変更されておらず、CODは15業種区分の上限値が変更されたということです。下限値は、COD、窒素、りんのいずれも変更されておりません。

前回の府における総量規制基準の設定におきましては、先ほど説明いたしましたとおり、大阪府独自の細分化した業種区分は引き続き採用するというので、また、C値の設定については、前回設定時の基本的な考え方をお示ししておりますとおり、既設事業場に係るC値については、C値の範囲の引き下げ状況、また、現状の水質等を考慮して見直しを行う。新・増設に係るC値については、原則として下限値を採用する。基本的な考え方がもう1点ございまして、現在府域に無い業種及び著しく負荷の小さな業種は下限値を採用するというので、これらを基本的な考え方として、実際、どういう値にすべきかを検討していったという経過でございます。

これらを踏まえまして、今回、総量規制基準について検討するに当たっての基本的な考え方といたしましては、まず1点目は、大阪府独自の細分化した業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえて、引き続き採用するかどうかを検討するということです。

2点目は、C値につきましては、第8次の国の告示が8月か9月に出てまいります、既に第7次の時点で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用しているものについては、そのまま変更しない。下限値を採用していない業種区分につきましては、こちらが先ほどの表10のその他としているところでございますが、窒素、りんのC値の範囲が変更されていない

いことと、CODのC値の範囲の上限値が15業種区分で引き下げられていることを勘案して、現状の水質等を考慮して検討することとしております。

なお、下限値を採用していない業種区分でございますが、具体的には、14ページ以降に表の別紙2ということでお示しております。この基準を、さらに下げるのか、それとも維持をするのかというようなところを検討していくということでございます。

説明については以上でございます。

○池部会長　ありがとうございました。

それでは、何かご質問あるいはご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

今日は基本的な考え方を決めて、それをもって具体的な当てはめを次回にしていくということですので、これを案としてよろしいかを決めておかないといけません。

何かございますか。

○岸本委員　全体的な方向性は、私はこれでいいと思うのですが、ちょっと細かいところで教えていただきたいのですが、3ページの表5、生活系の排水対策の部分で、多分下水道とか汚水処理人口が書いてあるんだと思いますが、これは実際の接続人口で書かれてあるものなんですか、それとも単に整備人口なのか、どうなんでしょうか。

○事務局（田淵）　こちらは実際の接続人口です。

○岸本委員　わかりました。ありがとうございます。

○池部会長　ほか何かございますか。

○石川委員　C値を決める場合に、流量は今までとどう変化したかちょっと教えていただければと思います。だいたい雨量とかが変わっているのではないかと思いますし、排水量も違ってきているんじゃないかと思うのですが、その辺はどういうふうになっていますか。あまり議論をしたことがなかったもので。

○事務局（田淵）　まず、C値の検討に当たりましては、こちらのC値が事業場から発生する汚濁負荷量の総量を規制するというところで、事業場排水の水質は、調査結果を踏まえて濃度が決まります。水量につきましては、事業場からの排水を掛け合わせます。そこは工程から出てくる排水とかの量になりますので、雨の量とかはそこには入っていません。

○石川委員　路面排水とかは入っていないのですね。

○事務局（田淵）　そちらの方は、大阪府域からの全体の削減目標量の設定というところで、「生活排水」、「産業排水」、「その他」と区分しております中の「その他」のところ、そういった面源からの負荷も考慮します。

○石川委員　そういうことになっているのですね。

○事務局（田淵）　はい。C値とはちょっと切り離されております。

○池部会長　このごろ大阪市は下水に雨天時降雨を結構受け入れるようになっていますが、それによって水の量は増えているとか、産業界では節水が進んでいるので、実は水量が減っているのではないかといった趣旨も質問の意味としてあったのかなと思ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○石川委員　それもあります。

○事務局（田淵）　そのあたり、排水量自体は、産業面でいうとそれほど変わっていない、若干減っている傾向にございます。

下水道の方は、いわゆる平常時の放流水の水量で見積もりしていますので、雨天時のところは今の計算上は入っていないということでございます。

○池部会長　雨天時にもものすごく効くことはないということですね。わかりました。

ほか何かございますか。

今日、大事なところというか、最終的にお認めいただくところは、12ページの最後のところでいいのですか。

○事務局（田淵）　これと、あと11ページの上のまず総量削減計画のあり方についての基本的な考え方です。

○池部会長　そうですね。11ページの一番上の黒ボツ2つ、それから12ページの最後の黒ボツ2つが、次回具体的な数値を当てはめていくときの考え方になってきますので、特に今回これでいきますと決めますと、このとおり計算されます。もしご意見等ありましたらぜひお願いしたいところでございます。

○島田委員　今日示していただいた方針でいいと思うのですが、これはCODの件でしたら生活排水の割合が高いから検討するということなのですが、結局、下水処理の普及率との関係に関わります。事業所の方はかなり基準値としてきちんと厳密に示すのですが、生活排水とその他のところは、瀬戸内海の計画との勘案で検討するというのですが、結局、これはあり方として、どのような落としどころでやっていくべきなのか。検討するというコンセプトをまた示すのか、もうちょっと踏み込んで、例えば生活排水対策であれば地域別に検討するのか。ここのあり方としてはこういう書き方でいいと思うのですが、今後の検討の方向みたいなものはどのようなイメージを抱いておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思いました。

○事務局（田淵）　前回の基本的な考え方という、まず、やはり生活排水の対策を中心にしていくというところで、ここはそんなに変わっていない状況かとは思っております。地域別というところは、今のところそれほど想定しておりません。全体として生活排水の100%適正処理を目指すということで、もちろん海もそうですし、川の水質ということもあるので、そこは今後も下水の整備、接続が進んでいくというところで、未処理人口を減らしていくというところはございます。

○池部会長　これが決まると、次回、数字の当てはめとして、下水処理場を含めた事業所からの具体的な係数を決めていく形になりますが、それ以外の面源や先ほどの生活排水対策とかは具体的には見えにくいところになります。生活排水については、下水普及率の向上というところで、計算に明確に入ってくるところが増えてくるので、全体としての削減は見えにくいですね。そういうことがどれくらい効いているか、どういう方向であるかというのを明示していただくのがいいかなと思います。

次回、具体には、事業所の係数を当てはめるとというのが主題になるのですが、プラスほかの部分の施策がどうかについても説明をいただければいいと思いますので、まとめておいていただけますか。

○事務局（田淵） はい。今回、生活、産業、その他と書いていますが、その内訳とかも含めて丁寧に。

○池部会長 あと、12ページの最後のところで、国としてはCODが問題で、窒素、りんは漁獲量の低下を鑑みたり、あるいは現状で環境基準が達成されているということを考慮して、今の水準でいいでしょうということですね。

対して、「CODはもう少し削減しよう」なのですが、先ほどあったように、CODは内部生産由来のものもあるので、その見積もりによって、CODだけの対策でやっていこうと考えるのか、内部生産の原因となる窒素、りんをどの程度考えていくのかというので方針が変わります。CODと貧酸素が重要な問題なのですが、対応として何を規制するのかというのが定めにくいところでもあるのですが、事務局として何か腹案をお持ちでしょうか。

○事務局（田淵） ここにつきましては、環境省に趣旨を確認しておりまして、C値ということであると、窒素、りんは環境基準の達成状況を一応勘案して据え置いたということです。据え置いたが、池部会長がおっしゃいましたとおり、内部生産ということがあって、汚濁負荷量の観点からすると、やっぱり窒素、りんはそのままいいとは環境省も考えていないということで、C値は変えないのですが、下水道の整備や高度処理化で、流入する総量自体は下げていくというのが1つの考え方としてあるということではいただいています。

○池部会長 C値で制御するというより全体の施策でやるということですね。次回、その案も出てくるのですか。

○事務局（田淵） 次回、そのことも含めてお示ししたいと思います。

○池部会長 わかりました。なかなか難しい時代に入ってきていまして、窒素、りんからCODが生成している部分は確かにあり問題なのですが、逆に、漁業上は窒素、りんが不足しているという考え方もあるとあって、それをどう考えていくかになります。総量としては減らさないといけな部分はあるというのは、認識としてあるということですね。

大体よろしいですか。

○岸本委員 今回の議題としては、総量規制に対する数値の当てはめ方云々というところなので、私は全然問題ないと思っているのですが、一方で、実際にはなぜ総量規制をするかということ、大阪湾の環境基準の達成率を高めようということが、当然目的だと思うのです。

大阪湾の環境基準云々とかでいうと、最近はまだ底層DOとかあの辺の話も入ってきていてちょっとややこしいことになっているのですが、私は滋賀県大津に大学がございまして滋賀県ともいろいろと一緒にやっているのですが、例えば滋賀県でも、やはり沿岸帯のDOとかを見ると、くぼ地のあるところは当然DOはないのですが、そうではないところでも局所的にDOが下がっているところがあって、そういった水域の当てはめとかで結構頭を悩ま

せているところがあります。

ただ、その辺でいろいろとやってみると、実は、もちろん内部負荷を減らすために窒素、りんを減らしましょうということもあるんですが、結局、要は底に泥がたまっていて、当然そこでDOの消費が大きく起こるので、それが局所的なホットスポットというかDOの低下を起こします。

それを改善するのにどうするかというと、どうもマクロ的な施策をやっても、実はなかなかそのホットスポットはなくなるということがありまして、いろいろと我々滋賀県と一緒に研究していると、水の流れをうまくつくってやらないといけない。要は、水がよどんでいるところは、どうしてもDOが下がってしまってホットスポットになってしまうので、水の流れをうまくつくる必要があると思うのです。

そういう意味では、今日の議題とはちょっと外れてしまいましたが、CODも含めて大阪湾の環境改善をしようとしていくと、大阪湾の中でいかにスムーズに水が流れていく状況をつくり出すかということが、実は非常に重要ではないかなという気がしています。もちろん、今回の総量規制とは直接的には関係しないのですが、将来的には、そういったところも関連する港湾とかを担当されている部局とも連携しながら、進められた方がいいんじゃないかという印象を持っています。コメントです。

○池部会長 ありがとうございます。

実は、私は瀬戸内海保全のための委員会でもやらせていただいています。そちらで今後具体的な施策の計画がつけられるということです。

大体基本としてはよろしいというコメントをいただいております。今回、ここに示されました基本的な考え方の案に従って、次回の議論をさせていただくことにしますが、よろしいですか。

事務局には、次回資料の作成をお願いしたいと思いますので、この方針でよろしく願いいたします。

では、議題を次に進めさせていただきます。

次は、議題3の河川環境基準に係る類型指定案についてということです。

事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（岡野） 環境保全課、岡野でございます。

資料2-1と2-2によりご説明をさせていただきます。

資料2-1につきましては、25ページほどの冊子になってございますが、今回、河川環境基準に係る類型指定ということで、指定の候補とする河川水域の抽出の考え方をまずお示ししておりまして、それから抽出した水域ごとの検討の結果、最後に指定または改定の案をお示ししてございます。

資料2-2につきましては、抽出した河川水域ごとの水質の詳細データを示させていただいております。後ほどの個別の説明の際にあわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、資料2-1の最初でございます。まず、最初の4ページ目までで、検討の考え

方やどのような作業を事務局として行ったかという検討のプロセスを書かせていただいております。

内容について、まず1、目的及び経緯でございます。ここは、環境審議会に諮問をさせていただいた際にもお示ししている内容を、ほぼそのまま記載させていただいております。

それから、2の類型指定の基本的な考え方でございます。これは前回の部会で決定いただいた内容を改めて書かせていただきました。点線で囲ませていただいているところで、2ページ目の中段以降まで記載してございます。

次に、2ページ目の(3)でございます。まず、BOD等の5項目に係る類型指定につきましては、先ほどの点線囲みの(1)の①から③の考え方に沿って、府内の全ての河川水域を対象といたしまして、新規指定や改定を検討する河川水域を抽出いたしました。

次に、抽出の結果を記載させていただいております。

まず、ア)としまして、新規指定でございます。このア)というのは、先ほどの点線の中の(1)③のア)、イ)、ウ)、エ)、オ)に対応してございます。このア)というのは新規指定でございます。対象といたしましたのは、現在、既に府内の主立った河川は類型指定されてございますので、この条件にあります流路延長5km以上、流域面積10km²以上、両方の要件を満たす河川というのは非常に少なくなっております。そこで、延長が5km以上のものを上げてみますと、3ページの表2にあります4河川というのが抽出されます。ちなみに、この中で流域面積が10km²以上となるのは、一番下に書いてございます水越川のみという状況でございます。

これらの河川について、近年のBOD濃度等の水質データや河川の利用状況などの基礎的なデータを整理、確認をいたしました。その結果、前回の類型指定の検討時以降、近年、親水利用が行われているということで、豊中市内を流れております天竺川について、新規指定の候補として抽出いたしました。

ここで上げました4河川以外に、これらと同等と考えられる河川水域につきましては、将来の開発の予定や新規指定に当たって考慮すべき状況にある水域はございませんでした。

続きまして、3ページの上の方ですが、イ)でございます。これはA類型からAA類型への改定です。現在、A類型の水域のうち、AA類型の水質を十分に満たし、また自然探勝の場としての利用がなされている水域として、芥川(1)、箕面川(1)、石見川を抽出いたしました。

次に、ウ)、エ)、オ)でございます。ここは3つまとめて記載をさせていただいております。先ほどのAA類型への改定を除く上位類型への改定に係るものでございまして、現在、AA類型以外の類型となっている水域について、これも全て基礎的なデータを整理、確認をいたしました。その結果、ウ)に係るものとしましては寝屋川(1)と天見川、それからエ)に係るものとしては佐備川、最後にオ)に係るものとしては恩智川と大津川下流を抽出してございます。

以上をまとめますと、3ページの真ん中にございます表3のとおりでございます。計9

水域を候補として抽出したということでございます。

次に、②でございますが、水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定でございます。先ほどの点線の中の(2)の①、②の考え方に沿って、表3の水域のうち、既に生物A類型に指定されている水域を除きまして、天竺川、寝屋川(1)、恩智川、天見川、佐備川、大津川下流の5水域について検討の対象としてございます。

3ページの下の方でございますが、3は、先ほど抽出しました水域についてどのようなデータを見て検討したのかということをお示ししてございます。表3の河川水域ごとに以下に示します①から⑥まででございます項目について整理をして、類型指定案を作成してございます。

①は水質の状況でございますが、平成22年度から、速報値ということになりますが平成27年度のデータを整理しております。(ウ)のところに月別のBOD濃度であったり負荷量の推移、こういうものも整理をしてございまして、これは資料2-2としてまとめているものでございます。

それから、②は親水利用等の流域の利用形態でございます。

ページをめくっていただいて4ページでございますが、③としまして、流域における開発計画の有無やその河川への影響。

それから、④は流域における下水道の普及率、それから今後の整備の見通し。

⑤でございますが、流域のBOD汚濁負荷量といたしまして、平成26年度の汚濁負荷量の推計、それから河川の水質に影響を与えるということで、環境基準点の上流に位置する水質汚濁防止法や府条例の対象となっている事業場の数、それから、これら事業場の平均排水量の合計が河川流量に占める割合、また、合計汚濁負荷量の10%以上を占めるような事業場における負荷変動の状況や今後の見通し、こういったものも確認をしてございます。

それから、⑥は水生生物の関係ということで、全亜鉛やノニルフェノールの測定結果、それから、魚類でございますが、水生生物の調査結果を見てございます。魚類の調査結果につきましては、参考資料3-3にお示しをしてございます。

こうした項目を確認いたしました。

大きな4でございますが、その他といたしまして、類型の指定や改定とは異なりますが、現在2つに分かれている水域、安威川下流(1)と(2)というのがございますが、この範囲の統合について検討しております。

以上の10の水域の具体的な検討結果は、次ページ以降に示してございまして、担当の木村の方から説明をさせていただきたいと思っております。

○事務局(木村) 大阪府環境保全課の木村でございます。

早速ではございますが、7ページをご覧ください。こちらに新規指定である天竺川の詳細をお示ししております。

また、7ページ以降の資料の構成についてですが、候補河川名の下に水系、現在の類型、基準点、そして水系として目指すべき類型をお示ししており、その下に指定案や改定案をお

示しています。さらにその下には、その河川の概要や先ほどご説明申し上げた類型指定案の作成に当たり検討を行った項目について確認した結果をお示しています。

それでは、まず天竺川の河川の概要についてですが、天竺川は豊中市内を流れる一級河川でございます。下流部では、神崎川と合流しており、神崎川との合流点の約1km上流の準基準点にて豊中市が水質測定を行っております。

次に、水質の状況についてですが、BOD75%値は、平成17年度以降、B類型の環境基準値を下回っております。そして、月別のBOD濃度、流量及びBOD汚濁負荷量につきましては、資料2-2の1ページをご覧ください。こちら資料2-2につきましては、上段にこれら3種類の月別データの一覧表を掲載しており、その下にBOD濃度、流量、BOD汚濁負荷量の順でグラフをお示しています。天竺川のBOD濃度につきましては、平成24年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇が見られましたが、それ以外の期間はおおむね1~2mg/Lの範囲で推移しております。

続いて、資料2-1に戻りまして、流域の利用形態についてです。豊中市内では、上水道水源、農業用水のいずれの利用も行われておりませんが、府市及び関係者による協議会が設立され、服部緑地や天竺川周辺を水と緑が一体となった地域の「魅力」「顔」にしていくことを目指した取り組みが進められており、さらに川に親しむ活動も行われております。

続いて、開発計画につきましては、天竺川に負荷を与えるような開発計画はございません。豊中市内の下水道普及率につきましても、99.9%とほぼ完備されています。

BOD汚濁負荷量につきましては、8ページの表4にお示しております。平成26年度のBOD汚濁負荷量の推計結果の合計は、30.0kg/日でした。既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に天竺川の水質に影響を与え得る事業場はございませんでした。

続いて、8ページの6の水生生物類型の検討についてですが、こちらは参考資料3-3に水生生物の調査結果をお示しております。こちらの水生生物調査結果から確認しまして、生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

以上のことから結論へ移らせていただきます。

当該水域については、今後も水質の維持あるいは向上を図るために、新たに類型を指定することが適当と考えております。類型範囲は全域とし、BOD等5項目につきましては、利用目的等に見合った類型であるB類型に、水生生物の保全に関する項目につきましては、生物B類型に指定することが適当と考えられます。

なお、BOD等5項目の達成期間につきましては、BODの環境基準値を十分下回っていることから、「イ（直ちに達成）」とすることが適当と考えております。また、水生生物類型の達成期間につきましても、全亜鉛の測定結果を勘案し、こちらも「イ（直ちに達成）」とすることが適当と考えております。

時間の都合上駆け足で恐縮ですが、続いて9ページをご覧ください。

続きまして、上位類型への改定を行う候補河川についてお示しております。

1つ目の候補河川としまして、芥川（1）を上げています。

芥川（１）の水質の状況につきましては、現在のＡ類型の環境基準を十分に達成し、かつ上位類型のＡＡ類型の環境基準値である１mg/Lを下回っております。ＢOD濃度につきましては、平成22年度、23年度、26年度にＡＡ類型の環境基準値を上回る月が１～３回見られましたが、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移してございます。

続いて、流域の利用形態につきましては、上水利用や農業用水としての利用もなされています。また、摂津峡周辺では、四季折々の自然の美しさを楽しむための渓谷沿いのハイキングコースなどが整備されており、市街地においても親水利用が盛んでございます。

そして、開発計画につきましては、芥川（１）の水質に影響を与えるような開発計画はございません。

また、高槻市内の下水道普及率につきましては、約99.5%であり、ほぼ完備しております。

続いて、ＢOD汚濁負荷量につきましては、10ページの表5にお示ししています。推計結果の合計は44.4kg/日でございます。既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に水質に影響を与え得る事業場はございませんでした。

そして、10ページの結論でございますが、以上から、芥川（１）につきましては、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をＡイ類型からＡＡイ類型へ改定することが適当と考えられます。

続いて、11ページをご覧ください。

候補河川の２つ目としまして、箕面川（１）でございます。

水質の状況につきましては、現在のＡ類型の環境基準を十分に達成し、上位類型のＡＡ類型の環境基準値である１mg/Lを下回っております。ＢOD濃度につきましては、平成24年度及び27年度にＡＡ類型の環境基準値を上回る月が１回見られましたが、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移してございます。

そして、流域の利用形態につきましては、上水道水源及び農業用水としての利用が行われております。また、環境基準点である箕面市取水口の付近につきましては、箕面の滝を訪れる多くの観光客に親しまれるなど、自然探勝の場としての利用がなされております。

流域における開発計画につきましては、河川の水質に影響を与えるような開発計画はございません。

箕面市内の下水道普及率についても、ほぼ完備されています。

ＢOD汚濁負荷量につきましては、表6にお示ししております。推計結果の合計は17.6kg/日でした。また、箕面市取水口の水質に影響を与える事業場はございませんでした。

以上のことから、今後も水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をＡイ類型からＡＡイ類型へ改定することが適当と考えられます。

続いて、12ページをご覧ください。

候補河川の３つ目としまして、寝屋川（１）を上げさせていただいています。

寝屋川（１）につきましては、環境基準点が萱島橋と住道大橋の２つございますので、テ

一タについても2地点の分をお示ししています。

水質の状況につきましては、BOD75%値は、現在のC類型の環境基準を十分達成し、かつ上位類型であるB類型の環境基準値も下回っております。また、BOD濃度につきましては、萱島橋で平成24年6月にC類型の環境基準値を超えておりますが、それ以外の期間は、両地点ともおおむね1～3mg/Lの範囲で推移してございます。また、この河川のもう1つの特徴としまして、水質の状況の上から3つ目のボツですが、萱島橋の上流で、寝屋川導水路を通じて淀川の水を導水しており、今後も導水の状況に大きな変化はないという見通しでございます。

続いて、流域の利用形態につきましては、上水道水源としての利用はなく、農業用水としての利用は一部で行われております。また、親水利用も寝屋川市内で行われております。

流域における開発計画につきましては、河川に負荷を与えるような開発計画はございません。

また、下水道普及率は、寝屋川市内では99.7%、四條畷市内では99.7%、大東市内では98.7%でございます。

BOD汚濁負荷量につきましては、13ページの表7にお示ししております。

これまでの河川のBODの汚濁負荷量の推計結果の内訳に、こちらの河川については、下水処理場が2つありまして、こちらからの排水影響を大きく受けていることから、下水処理場の項目を追加しております。推計結果の合計値は937.4kg/日、下水処理場の排水量の合計が河川流量に占める割合は45.4%と、特異な状況になっております。

既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に水質に影響を与え得る事業場として渚水みらいセンターにつきましては、24時間稼働であり、今後、増設などにより汚濁負荷量が大きく増加する計画はございません。なお、なわて水みらいセンターにつきましては、今後、ほかの下水処理場の取り込みにより、処理量が現在の2倍に増加する計画がございまして、なわて水みらいセンターからの排水の水質につきましては、住道大橋のBOD濃度を下回っていることから、処理量増加後の住道大橋におけるBOD濃度は、1.4mg/L程度となると見込んでおります。

続いて、水生生物類型の検討についてですが、こちらでも生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

以上のことから、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をCイ類型からBイ類型へ改定することが適当と考えられます。また、水生生物類型の達成期間については、全亜鉛が環境基準を達成していない年度もあることから、引き続き「□（5年以内に達成）」とすることが適当と考えられます。

続いて、14ページをご覧ください。

候補河川の4つ目としまして、恩智川でございます。

水質の状況につきましては、現在のD類型の環境基準を十分達成し、平成23年度以降は上位類型のC類型の環境基準値を下回っております。

BOD濃度につきましては、平成22年度から平成24年度にかけてC類型の環境基準値を上回る月が1～4回見られます。これは、環境基準点である住道新橋の上流部の三池橋、福栄橋下流100mの値から見て、上流部の影響を大きく受けていると考えられます。また、平成25年度以降は、全体的に濃度の低下が見られ、おおむね2～4mg/Lの範囲で推移しております。

続いて、流域の利用形態でございます。上水道水源としての利用はなく、農業用水としての利用は一部で行われております。平成25年度以降は、府と流域市と周辺住民が連携し、水質調査、生物調査など、さまざまな企画が盛り込まれた美化活動が実施されております。

また、開発計画につきましては、恩智川の水質に影響を与えるような開発計画はございません。

下水道の整備状況につきましては、下流部につきましては99%前後、中流部の恩智川西側につきましては下水道普及率が100%、東側の山間部では10%以下でございますが、平成32年度までに普及率100%を目指す計画でございます。上流部につきましても93%の普及率でございます。

また、BOD汚濁負荷量につきましては、15ページの表8にお示ししております。推計結果の合計は896.6kg/日です。既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に住道新橋の水質に影響を与え得る事業場はございません。

続いて、15ページの水生生物類型の検討についてでございます。こちらでも生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

以上のことから、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をD類型からC類型に、水生生物類型につきましては、新たに生物B類型に指定することが適当と考えられます。

なお、BODなど5項目の達成期間につきましては、平成22年度まではC類型の環境基準値を上回る測定結果も得られていること、水生生物類型の達成期間につきましては、全亜鉛が環境基準を達成していない年度が多いことから、5年以内には確実に達成するよう、口とすることが適当と考えられます。

続いて、16ページでございます。

5つ目の候補河川としまして、石見川を上げております。

こちらの水質の状況は、BOD75%値が現在のA類型の環境基準を十分達成し、上位類型のAA類型の環境基準値である1mg/Lを下回っております。BOD濃度につきましては、平成25年度及び平成27年度にAA類型の環境基準値を上回る月が1回見られますが、それ以外の期間は報告下限値の0.5mg/L程度で推移しております。

流域の利用形態につきましては、上水道水源及び農業用水としての利用が行われております。また、自然探勝の場としても利用がなされております。

そして、開発計画につきましては、水質に影響を与えるような計画はございません。

下水道の整備状況につきましては、河内長野市内の普及率は90.7%でございます。下流

域につきましては、順次整備が進められており、上流域につきましては、浄化槽の整備により生活排水の対策を行う区域となっております。

BOD汚濁負荷量につきましては、表9にお示ししております。推計結果の合計値は48.3kg/日でございます。既設の事業場のうち、負荷変動があった場合にこちらの水質に影響を与え得る事業場もございません。

続いて、17ページの結論でございます。

以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をAイ類型からAAイ類型へ改定することが適切と考えられます。

続いて、18ページをご覧ください。

6つ目の候補河川としまして、天見川を上げさせていただいております。

水質の状況につきましては、BOD75%値は、現在のB類型の環境基準を十分達成しており、上位類型であるA類型の環境基準値も下回っております。BOD濃度につきましては、平成22年度及び23年度に降雨の影響と考えられる濃度上昇が1, 2回見られましたが、それ以外の期間はおおむね0.5~1.5mg/Lの範囲で推移しております。

上水道水源としての利用はなく、農業用水としては利用されております。

また、開発計画につきましても、天見川に汚濁負荷を与える開発計画はございません。

下水道の整備状況につきましては、こちらは先ほどの石見川と同じご説明となりますが、下流域については下水道の整備区域であり、上流域につきましては浄化槽の整備により生活排水対策を行う区域となっております。

流域のBOD汚濁負荷量につきましては、表10にお示ししております。推計結果の合計は、188.8kg/日でした。これも既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に水質に影響を与え得る事業場はございません。

続いて、19ページの6、水生生物類型の検討についてですが、こちらにも生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

以上のことから、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をBイ類型からAイ類型へ改定することが適切と考えられます。

続いて、20ページをご覧ください。

候補河川の7つ目としまして、佐備川でございます。

水質の状況は、BOD75%値が現在のC類型の環境基準を十分達成しており、上位類型であるB類型の環境基準値を下回っております。BOD濃度につきましては、平成23年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇、また、平成25年6月に流量が少なかったことによる濃度上昇により、C類型の環境基準値を上回る月が1回見られますが、それ以外の期間はおおむね1~3mg/Lの範囲で推移しております。

続いて、流域の利用形態につきましては、上水道水源としての利用はなく、農業用水とし

ては利用されております。

流域における開発計画につきましては、佐備川の水質に影響を与えるような開発計画はございません。

下水道の整備状況につきましても、佐備川の流域においては、下流域は下水道の整備区域であり、普及率は58%でございます。上流域につきましては、浄化槽の整備により生活排水対策を行う区域でございます。

続いて、BOD汚濁負荷量につきましては、表11にお示ししております。推計結果の合計は147.7kg/日です。既設の事業場のうち、負荷変動があった場合に影響を与え得る事業場はございません。

続いて、21ページの水生生物類型の検討につきまして、こちらも生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

結論としまして、以上から、今後も生活排水対策や事業場の排水規制を指導・推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をCイ類型からBイ類型へ改定することが適当と考えられます。

続いて、22ページをご覧ください。

上位類型への改定の候補河川の最後、8つ目としまして、大津川下流でございます。

大津川下流の水質につきましては、現在のD類型の環境基準を十分達成し、かつ上位類型のC類型の環境基準値を下回っております。

BOD汚濁負荷量につきましては、平成23年2月に降雨の影響と考えられる濃度上昇により、現在のD類型の環境基準値を上回る値が見られるほか、平成25年度までの間には、年に1～3回河川の流量が少なかったことによる濃度上昇により、C類型の環境基準値を上回る値が見られましたが、それ以降の期間はおおむね1～4mg/Lの範囲で推移してございます。

流域の利用形態につきましては、泉大津市内におきましては、上水道水源、農業用水のいずれの利用も行われておりません。忠岡町内では、上水道水源の利用はなく、農業用水としての利用は行われております。

流域における開発計画につきましては、大津川下流の水質に影響を与えるような開発計画はございません。

下水道普及率につきましては、泉大津市内では96.5%、忠岡町内では96.6%であり、大津川橋の水質に影響を与える上流域の水域には、榎尾川、父鬼川、松尾川、牛滝川がございしますが、下流の市街地を中心に下水道整備が進んでおり、上流部では未整備の地域が残っておりますが、こちらも順次整備を進めていく計画でございます。

BOD汚濁負荷量につきましては、次のページの表12にお示ししております。

推計結果の合計は1,408.3kg/日であり、産業系が占める割合は5.8%でございます。既設の事業場のうち、大津川の水質に影響を与え得る事業場はございません。

続いて、23ページの水生生物類型の検討についてですが、こちらは水生生物調査結果よ

り、生物A類型に対応する魚種は確認されておられません。

以上のことから、今後も生活排水対策や事業場の排水規制・指導を推進し、水質の維持あるいは向上を図るために、当該水域をD-I類型からC-I類型へ改定し、水生生物類型につきましては、生物B-Iに新規指定することが適当と考えております。

続きまして、24ページをご覧ください。

こちらは、その他としまして、安威川下流（1）及び安威川下流（2）の類型範囲の統合についてお示ししております。

安威川下流（1）につきましては、千歳橋が環境基準点として設けられており、千歳橋から下流の地点が安威川下流（2）とされております。安威川下流（2）につきましては、宮島橋が環境基準点となっております。

安威川下流（1）と安威川下流（2）は、戸伏浄水場の上流と下流で類型範囲を区分しておりましたが、平成14年度末にこちらの浄水場が廃止されております。また、流域では農業用水としての利用が行われております。いずれも同じ類型に指定されており、BOD75%値につきましても、いずれの地点もA類型の環境基準を十分達成している水域でございます。また、過去5年間、茨木市が測定した水質の調査結果を宮島橋と千歳橋で比較したところ、両地点差はほとんどございません。

以上のことから、安威川下流（1）と安威川下流（2）の水質はほぼ同等であり、農業用利水の状況についても安威川下流（1）と安威川下流（2）で差がないため、類型の範囲を統合して、こちらは仮ではございますが、「安威川下流」と統合させていただくという案を検討しております。

また、水質を評価する地点としましては、最下流で十分であると考えられるため、環境基準点を最下流の宮島橋に設定するとしております。千歳橋につきましては、下流で農業用水として利水されており、引き続きこの地点における水質の状況を把握する必要があることから、準基準点に設定するとさせていただきます。

最後になりましたが、25ページには、これらの候補河川の類型指定案を一覧でまとめております。

以上でご説明とさせていただきます。

○池部会長 ありがとうございます。

かなり量が多くなったのですが、基本としては、前回の部会で資料2-1の1ページの点線括弧にあるような基本的な考え方というのを承認しておりますので、これに基づいてデータの解析をしていただいて、最終的に25ページにある新規指定、それから上位類型への改定、最後に安威川については類型範囲を統合する、この3つの案が出てきたわけです。何かご質問あるいはコメント等ございましたら、よろしく願いいたします。

○益田委員 私、この案については、大変リーズナブルでよろしいと思いますが、1つ教えていただきたいんです。

例えば、天空川のケースなんかですと、水質は大変によい状況になっているのですが、水

生生物の方の指定が、やっぱりどちらかという富栄養型の生物が多い状況で残っているんですよね。それで、川が十分に長くて上流に冷水型とか水質がよりよいところで生きることのできる生物が残っている場合には、水質が浄化されていくと、多分生息域が増えていく可能性があると思うのですが、こういう天竺川みたいな流域が小さくて多分上流までそういう生物がもういなくなってしまうところは、水質がよくなっても生物の方の類型指定は、生物の場合は上位というのが正しい言い方かどうか分からないのですが、それでもそういうより上流にすむ生物が生息できる環境になっているにも関わらず、そういうことが許されないような自然環境になってしまっている。

こういうときに、生態系を乱すことになるのでやっていいのかわからないが、何かしら、例えば隣の川の上流から魚を移してくる実験をしてみるとか、せっかく水質がよくなっているんだから、生物の指標もそれに合わせていきたいということはないんですか。

○池部会長 どうですか。そういう試みというか考え方は、行政だけではないかもしれませんが、今のところは出てきているか、事務局は何かご存じですか。

○事務局（岡野） 特に天竺川の例ですと、今回、新規の類型指定をさせていただくということでいろいろ調べさせていただいて、利用形態として、もともとはあまり目を向けられないような川であったところ、近年、親水利用ということで河川の中に下りられるようなスロープをつくって、そこで周辺の住民の方を集めて取組みを進められているということで、今後の取組みの方向によっては、そういう生物にも目を向けた取組みが発展する可能性があるのかなとは思いますが。

ただ、先生が今おっしゃっていただいたような、本当に生物Aに該当するような魚類がすめるようになるかどうかは、河川の形態とかいろいろな要素があると思いますので、そういう取組みが具体にあるかどうかというのは、事務局で把握していないところがあるのですが、やっぱりこういう市街地を流れる河川というのは、なかなかそこは難しいのではないかと思います。

○事務局（田淵） なかなかAタイプの冷水性の魚種となると難しいのですが、例えば、アユとかであれば、石津川なんかは水質がよくなってきてアユも見られることもあるので、もっと上りやすくしようとか、そういう取組みがなされている例はございます。

○池部会長 よろしいですか。ほか何かございますか。

○石川委員 13ページの寝屋川流域にBOD汚濁負荷量というのがございます。下水処理場と生活系、これは生活系というのは合併浄化槽関係なのですか。それともう1つ、23ページの大津川は生活系が1,052kg、こういうのはどういうふうに分けられているのでしょうか。合併浄化槽か何かですか。

○池部会長 生活系排水は下水が入ってくるから、下水にまとめられていませんかということかと思いますが。

○事務局（川上） そうですね。ただ、寝屋川の場合は、下水処理場からの排水の負荷というのが非常に大きいもので、それを少し特出してここに書いております。

○石川委員　だから、これは下水処理場から出てくる分ですね。

その他の生活系というのは。

○事務局（川上）　その他の方は浄化槽関係で、事業場として届け出ているものもありますが、住宅は生活系の方に含めて分類しております。

○石川委員　寝屋川あたりも浄化槽があるのですね。それはあまり知らなかった。

それから、23ページの生活系というのは、ほとんど合併浄化槽になるんでしょうね。

○事務局（川上）　そうです。大津川の生活系も浄化槽関係です。

○石川委員　それで下水処理場と分けておられるのですね。

○事務局（川上）　そうです。下水処理場が1つだけありまして、そこからの排水というものを分けて書いております。

○池部会長　よろしいでしょうか。

また、寝屋川については生活系を特出したという言い方をされたように思ったのですが。

○事務局（川上）　下水処理場の負荷を特出したしました。

○池部会長　下水処理場を別にしたというだけですね。

○事務局（川上）　はい、そうです。

○池部会長　わかりました。

ほかに何かございますか。

○益田委員　今の石川先生の御質問に関連して、下水の普及率が低い、例えば、他の場所は99%とか99.9%とか非常に高いものになっているのですが、大津川なんかの場合ですと、泉大津で96.5%と。今浄化槽から流すというお話だったのですが、例えば、ほんのわずかですが、この96.6%の残りの部分というのは、浄化槽を通さずにそのまま流しているとか、そういうことではないんですか。

○事務局（岡野）　例えば、忠岡町内で未整備のところはどこですかとお尋ねしたときには、直放流みたいなことではなくて、土地の形状とかによって、非常に下水管を通すことにコストがかかるとか、そういった地域が残っていると答えさせていただいておりまして、必ずしも全く処理されないまま、たれ流しの非常に負荷の高いものが残っているというわけではないと聞いております。

○石川委員　そうですね。大阪の南の方は、流域下水道はできているけど、合併浄化槽の方で賄っているように聞きますが、そういうことなんでしょう。

○池部会長　ほか何かございますか。

先ほど益田委員からもありましたが、今回は水質の類型を見直した地点に対して生物類型も見た形になっていますね。水質類型の見直しは特にしていないところがたくさんあるわけですが、そこで生物のデータが前回から増えてきたようなことを踏まえても、特に変わりがないと考えてよかったですか。それはチェックされてということでもよろしいでしょうか。必ずしも水質の方と生物がリンクしているわけではないので、見直したから水生生物を見直すというばかりではないと思うのですが。

○事務局（岡野）　そうですね、生物の調査結果もございますので、それも見させていただいた上で、この点線の中の（２）のこういう条件を総合的に勘案してということになってございますので、それ以外のものについては、今回はいいだろうと考えております。

○池部会長　前回の部会のときに、データも増えてきていますのでという指摘がありましたので、見ていただければ結構かと思えます。

ほか何かございますか。

それでは、順番に確認します。25ページにあります、まず新規指定ですね。これは天竺川を1つ指定させてくださいということです。候補を上げていただきましたが、その中で指定していく価値と申しますか、重要度のあるところとしてこれを上げたということです。これはよろしいですか。

それから、上位類型への改定がありまして、2番目の表です。神崎川水系の安威川は統合ということですが、ほかのところはこれまでの水質状況を見ていった結果から1つ上位に改定するという事です。しかも、大阪としては初めてAA類型が出てくるということなので、非常にチャレンジと言えそうな改定なのですが、委員の先生方、チェックいただいて大体よろしいですか。

○島田委員　初めてでちょっと慎重な話なのですが、推移を見ているとたまにA類型になるような攪乱があって、それはものすごく小さい範囲だから大丈夫と書いてあるのですが、理由というのは、降雨の影響とかわかっているのですか。

各川の中にたまに降雨の影響とか流量が少なかったのと理由がついているのですが、AA類型のところは、これは単なる変動範囲ということで書かれてないのかわからないのですが、理由が心配になって。初めての類型指定で、AA類型というのは割りと厳しいので、ちょっとした攪乱が今後起こらないとも限らないので、自然現象と見ていいのか、その辺慎重に確認していただきたいと思えます。過去3年前にちょっと出たけどあとはずっと大丈夫だろうという予測でいいと思うのですが、AA類型は範囲が狭いので、1.3とかでも、もしかしたらちょっと上がった理由が何かあった場合とかありますので、何せ今回初めてということで、慎重に理由もきっちりもう1回再確認していただいてゴーサインということでお願いしたいと思います。

○池部会長　先ほど経時的なグラフで基準を超えたところが幾つかあって、それは降雨の影響など幾つか説明があったかと思うのですが、事務局、同様にチェックしていただいているという理解でよろしいですか。

○事務局（岡野）　全ての経月のデータを見せていただいて、明らかに降雨であるとか流量が少なかったところはコメントをさせていただいたのですが、例えば、箕面川のちょっと超えているところというのは、なかなかそこまでの理由というのが見当たらなかったということでございます。全体的なトレンドというか、本当にまれにこういうことがあるというのは、そのとおりだと思いますが、全体的に見れば大丈夫ではないかという判断をさせていただきました。

○益田委員 私は大阪府の人の判断を信じますが、これは3カ所とも結構人がいなくて、全部山林の中です。だから、ほとんど人為的な攪乱はなく、ほとんど自然的な要因だけだと私は思います。

○池部会長 では、AAも含めまして、この改定も妥当であろうということで、ここで承認させていただくことにします。

表の中で、今言いました安威川下流の地点を統合するということもありました。これもデータとしては非常に似た水質データが出ているということですので、よろしいですか。

では、検討に上がりました改定案については、これでよろしかろうということで部会報告をまとめていきたいと思います。

あと、報告書の中で細かいところのお気づきがありましたらご指摘いただければと思います。事務局の方で作業いただいて、何かありましたら、修正につきましては私に一任いただくということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、事務局の方から、この件に関して、今後の予定について説明をお願いしたいと思います。

○事務局（岡野） ご議論、ご承認いただきまして、ありがとうございます。

この類型指定の見直し案につきましては、早急に私どもの方で、府民の皆様のご意見を聞きするというので、1カ月間のパブリックコメント手続を実施したいと考えてございます。

パブリックコメントに付す内容につきましては、本日の資料をもとに府民の方々にわかりやすい内容にさせていただく必要がございます。また池部会長にもご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○池部会長 それでは、今説明がありましたように、パブリックコメントにつきましては、私と事務局の方で調整をして、確定していきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

では、この件は終わりですが、4番目にその他の議題がございます。

それでは、その他事項を事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（川上） 環境管理室の川上と申します。

その他につきましては3項目ございまして、ご審議いただきたいものが2件、資料3-1と3-2でございます。それから、資料3-3が事例の報告ということで1件ございます。まず1つ目の資料3-1をご説明いたします。

西除川（1）における環境基準点の見直しについてということでして、西除川（1）の水域は、大和川水系の河川水域でございます。上流部分に当たります。類型の範囲は、狭山池流出端より上流と定められております。狭山池流出端の下流側といいますと、狭山池の方から、副池という図の中に薄く細い池が書いてございます。こちらは上水道水源として取水を行っておりましたが、平成24年3月に取水が終了しております。副池の水というのは、引

き続き農業用水としては利用が続いております。

この狭山池流出端というところは、図の中に半円形の2重線を書いています、ここに越流堤という堤がございます、そこから池の水があふれ出て西除川に流れていくという、その流れ出すところで環境基準点として常時監視の調査を行っております。

ただ、近年は、この調査をするときに越流堤から水が流れていないことが多くなっておりまして、越流がないときは、結局、池の手前にたまっている水を採取している状況でございます。

越流堤の状況は、裏面の図2に写真をつけてございます。左側が越流しているときで、少し左の端に半円形の部分が見えておりますが、こちらの方へあふれて水が流れ出しているところでございます。そのあふれる水を上からバケツなどで採水しております。右側の越流していないときは、ちょっと写真の撮影方向が異なりますのでわかりづらいかと思いますが、水の流れを見ていただきますと、左側に水がたまっておりまして、コンクリートの構造物があって手前の方に少しカーブした越流堤が見えておりますが、これは完全に水がとまっています、流れ出すことがない。こういった場合には、バケツで採水することもできないので、コンクリートの構造物の上を下りていきまして、ふちのところできみ出すという方法で採水しております。

そういったことで非常に採水ポイントとして苦慮しているところございまして、1ページにお戻りいただきますと、上から5つ目のポツになりますが、こちらの「狭山池流出端」というポイントを環境基準点として設定することにつきまして、当初は上水道水源としての利用があるということで、ここからの範囲になっていたわけですが、その意義は上水道水源利用がなくなったということで小さくなっておりまして、また、河川水を安定的に採取するという観点からも非常に難しいということから、河川の状況を適切に把握するための地点としましては、こちらの基準点ではなくて、現在、準基準点として狭山池に入る直前に「狭山池合流直前」というポイントがあります。こちらは今は準基準点なのですが、こちらを新たに環境基準点として西除川(1)の水域の監視ポイントとさせていただきたいということを提案しております。

また、狭山池下流の副池の方で農業用水の利用が続いておりますので、引き続き狭山池から流出する水質というのは、一定把握しておく必要があると考えておりますので、「狭山池流出端」の方を準基準点にしまして、引き続き水質の監視も行っていく。ただ、やはり越流堤からの越流がないということも今後考えられますので、その場合には流出直前のたまり水を採取することによって、一定の水質を把握していきたいと考えております。

資料3-1については以上でございます。

○池部会長　その他事項は幾つかありますので、1つずつ区切っていこうと思います。

今説明がありましたように、西除川の環境基準点を、今の基準点と準基準点を入れかえる格好になるのですが、採水が難しくなっているということで、いかがでしょうか。何かご意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

○益田委員　なぜ越流がなくなっているのですか。

○事務局（川上）　はっきりとこれが原因でということはないようです。流れているときもある、流れていないときもある。ただ、常時監視の水質測定の場合に、やはり天気安定していて、あまり降雨時には行わないものですので、我々が調査に行くときに越流していないパターンが多いという状況でございます。

○益田委員　それは、上流からの流入量が少なくなったということではないのですか。

○事務局（川上）　上流からの流入が目に見えて減っているということではございません。

○益田委員　どのみち準基準点と基準点を入れかえるだけで分析をしなくなるわけではないので、私は全く構わないと思うのですが、もともとが流入する水と狭山池に一旦滞留した後で流出していく水というのは、やっぱり水質が違うものなので、以前から見てきたものが違うと思うんですね。それなので、今回変えることそのものは、別に名前を変えることしかないのでは構わないと思うのですが、そういうふうな認識で見ていった方がいいのかなと思います。

○事務局（川上）　ありがとうございます。流れている水とたまっている水が違うというご指摘は、そのとおりだと思います。上水道水源の利用があるということで、その直上の水質を押さえるべきという考えで以前は環境基準点に設定していたと考えておりますので、今回は実態に合わせて入れかえをさせていただければと考えております。

○池部会長　上水利用がなくなっているということもあって地点を入れ替える。ただし、ため水の地点も把握するということですね。今ご指摘ありましたように、データとしてはどちらも継続してとっていく形になりますので、水質状況の把握は、随時しっかりしてくださいというご意見かと思えます。

ほか何かございますか。

○岸本委員　ちなみに、この狭山池の滞留時間はどれぐらいなのでしょう。狭山池の容量と流量がわかれば、大体割り算で出てしまうと思うのですが、私は不案内なので、イメージが全然わかっていなくて。

○益田委員　計算しないとわからないと思うが、結構大きいような気がする。

○石川委員　裏を見ると結構大きいですね。

○岸本委員　大きそうに見えるんですね。実は、そういう意味でいくと、これはあくまで河川の基準点として設定されているもので、それなりの滞留時間があると、逆に言うと湖沼に近い話になってしまって、その場合はBODとCODが変わってしまいますよね。そういう意味では、今回、そのように入れかえられるというのは、私はリーズナブルかなと思います。

○池部会長　いずれにしても、サンプリングができない、あるいはとったときに先ほどの河川なのか湖沼なのかわからないデータになってくるとい部分がありまして、常時監視のポイントとしては、上流の方に切りかえさせてくださいということですね。

よろしいですか。

それでは、その他事項の2点目があるということですので、よろしく申し上げます。

○事務局（川上） それでは、資料3-2によりまして、2点目のご審議をお願いいたします。

こちら、資料3-2も1と2ということで、表と裏に2つの項目を上げております。

平成29年度公共用水域の水質測定計画に係る取り扱い等についての案ということで、まず、1つ目が、公共用水域の水質測定計画におけるAA類型の測定回数についてということです。

これまで大阪府にAA類型の河川水域がなかったため、測定計画の中でもAA類型の測定回数というものは定めておりませんでした。ただ、今回の類型指定の見直しで、新たにAA類型ができた場合には、これから平成29年度の測定計画をつくってまいりますので、AA類型の測定回数というものを決める必要があるということになります。

事務局といたしましては、以下の①と②の考え方で設定することが適切と考えております。

まず①ですけれども、大腸菌群数以外のBODや健康項目、要監視項目等につきましては、現行の測定計画に原則となる回数というのが示されておりますので、こちらに則ってAA類型も測定することが適切と考えております。下の四角囲みに測定計画の回数を載せているページの抜粋を掲載しております。測定項目ごとに測定回数は年何回以上と規定されておりますので、こちらをそのまま原則に則ってAA類型も測定することが適切と考えております。

大腸菌群数につきましては、B類型以上の類型に環境基準がありますので、今までA類型とB類型のこししか計画の中に書いておりませんでした。今までのA類型とB類型と同じように、AA類型も大腸菌群数については、年12回以上という基本の測定回数に則って行うべきと考えております。

以上が1点目でございます。

○池部会長 資料3-2の最初です。水質測定計画をここの部会で立てていますが、AA類型ができたことから、測定回数等については、今までA類型でやっていたところの当てはめという形にするということですが、よろしいですか。

それでは、これはこのとおり承認ということでよろしく申し上げます。

次、申し上げます。

○事務局（川上） ありがとうございます。

続きまして、裏面以降の2番でございます。

「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」における水生生物の保全に関する生活環境項目に係る効率化及び重点化の具体的手順についてということでございます。

「公共用水域常時監視の新たな効率化及び重点化についての基本的考え方」というものは、大阪府の方で限られた行政資源を有効に活用しまして、適正な水質常時監視を継続していくという目的で、平成26年1月にこの基本的考え方を策定したところでございます。こちら

の水質部会でご承認いただいたところでございます。

この26年1月の時点では、水生生物の保全に関する項目であります全亜鉛、ノニルフェノール、LASの測定データがまだ蓄積されておりませんでしたので、具体的な効率化や重点化の手順につきましては、基本的な事項が書かれているだけになっております。

それは、上から2つ目のポツの3行目に書いております過去5年間の検出状況や発生源の状況から、地点項目ごとに判断し、さらなる効率化については、準基準点におけるローリング調査や休止を含むのですが、こちらについても可能とするということのみ規定されておりました。

ほかの項目ですと、別紙ということで、次のページ以降に2枚つけておりますが、一番後ろのページをご覧くださいますと、効率化及び重点化のフロー図というのがございます。こちらで実際の具体的な判断基準とか、どういった判断でどうだったら効率化できるとか、こういう場合は重点化しなくてはいけないということを決めております。

例えば、健康項目ですと、5年間の検出状況を見て判断して、その場合は環境基準の2分の1以下かどうかを見るとか、それであれば測定回数を減少させたり、それに該当しなければそのまま回数を変えずに継続監視するとか測定回数を増やすという重点化の判断に移ったりという具体的な手順はありましたが、生活環境項目の左から2つ目の水生生物の項目につきましては、過去5年間の検出状況を見るというだけで、その下の矢印やほかの判断基準がなかったという状態でございます。

字が小さくて申しわけありませんが、このフロー図の左から2番目の水生生物の項目の「過去5年間の検出状況」と書いてございます一番下のところに注書きがありまして、「データの蓄積により、必要に応じ、判断のための期間の短縮について再検討する」と、当初定められておりました。データを見た上で、また5年間の検出状況を見るということもとの判断期間も再検討するということが決まっておりました。

現状としましては、全亜鉛は平成22年度から測定を開始しております。ノニルフェノールは、一部の水域では平成24年度から、全ての水域では25年度から測定をやっておりまして、LASは平成26年度から測定を開始しております。一番短いLASで2年度分、それからノニルフェノールも一部は4年ないし3年、全亜鉛につきましてはもう5年以上のデータの蓄積がなされてきたところですので、今回、判断基準を定めていきたいと考えております。

実際のところ、全亜鉛以外のノニルフェノールとLASにつきましては、これまでの測定結果では、検出頻度、検出濃度ともに非常に低く、環境基準未達成となるような水域は見られない状況でございます。そちらのデータは、A3判が2枚と一番最後にA4判が1枚でそれぞれの項目についてこれまでの測定結果をお示ししております。

全亜鉛につきましては、幾つか環境基準を達成できていない水域もございます。適否にバツが書いてあるところがそういうところでございますが、こちらはデータが5年以上そろっておりますので、5年間の検出状況を見るということで判断ができると考えております。

ただ、ノニルフェノールとLASをご覧くださいますと、特にノニルフェノールの方はほぼ下限値未満という測定結果がほとんどでございまして、検出されているところについても、環境基準値と比較すると非常に低いレベルでございます。

LASにつきましても、下限値未満のところもありますし、わりと検出されているところもございまして、やはりオーダー的には環境基準値の1桁下ぐらいのものがほとんどとなっております。

こういった一定のデータが蓄積されてきましたので、水生生物の項目につきましても判断の基準を定めていきたいと考えており、それが資料3-2の1ページ目の裏面です。

今お話ししてまいりました一番下の丸でございまして、以上のことから、水生生物の保全に関する生活環境項目に係る効率化及び重点化の手順につきましては、パターンとしては健康項目に一番近いのかなと思いますので、健康項目の判断基準を参考としながら定めることとしたいと考えております。特にノニルフェノールとLASにつきましては、これまでの検出結果から見て、非常に濃度が低く、検出頻度も少ないことから、やはり限られた行政資源を有効に活用して、また、重点化すべき他の項目についてそういったこともしていけるように、判断期間を短く、例えば3年間連続して検出濃度が環境基準値の5分の1以下のところについては、測定結果を効率化できるという方向で、5年を待たずに、例えば、ノニルフェノールでしたら3年分ありますので、3年分たまった段階で、基準値そのものではなく、もっと低いレベルということで5分の1というのを考えているのですが、そういったところについては、来年ぐらいから効率化も可能という方向で検討したいと考えております。

こちらの考え方についてご審議をお願いいたします。

○池部会長 今説明いただきましたが、ご質問等ございますでしょうか。

確認しますが、ノニルフェノールとLASは、これまでのデータではまだ5年分たまってはいないが、効率化について検討する。亜鉛については、とりあえず5年まで見るという判断でいいんですか。

○事務局（川上） はい。亜鉛につきましては5年以上ありますので、過去5年間のデータを見るという基本に則って判断するという考えです。

○池部会長 新規の項目が出た場合に、5年のデータを蓄積するとは言っていますが、5年待たないでやってもいいかなという議論は前にちょっとあったかと思えます。その対象として、今回、ノニルフェノールとLASについて、十分低い濃度という実績がありますので、3年目のデータを見て、来年度から効率化の対象としたいということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと1点、これは個々のケースですよね。つまり、基本的考え方に基づいて決めるということではないですね。これは個々のケースで、ノニルとLASについてとにかく今回判断したということですね。

○事務局（川上） そういうことでございます。

○池部会長 基本的考え方に新規項目はこうしましょうというのを加えるという意味で

はないですね。

○事務局（川上）　　そうです。

○池部会長　　わかりました。

測定計画について、岸本先生は初めてになるのですが、基本的考え方というので合理化あるいは重点化の考え方が決められています。新規の項目については、過去のデータがない場合がありますので、原則でいうとそれについては5年待たないといけないかというのがあったのですが、状況を勘案して決めることができるようになっていました。その特例的なもので、ここでノニルとLASについてご提案がありましたということです。基本的な考え方も毎年次の計画を立てる直前には確認をしないといけないということになりますが、今回の議論は新規の項目はこうするという基本的考え方の設定ではないということです。基本的考え方については、また次回始まるときに検討いただくということでいいですね。

○事務局（川上）　　そうですね。

○池部会長　　新規の項目は、特に水生生物基準について出てくる可能性が増えてきていますので、今後新規項目についての考え方については検討するというところでお願いいたします。

これもお認めいただいたということで、次年度の水質測定計画案の作成については、これを反映した形で進めていっていただくということでよろしくお願いいたします。

もう1つあるということでしたので、説明をお願いします。

○事務局（岡野）　　それでは、資料3-3でございます。

前回の部会で類型指定の関係をご審議いただいたときに、BOD濃度の変動が激しい河川、例えば継続して環境基準を達成していなかったのに急に改善した場合とか、そういうものについて、その要因をよく検証すべきではないかというご意見をいただいております。

今回の類型指定の改定の対象になるような河川につきましては、そういうところも見させていたいただいたつもりでございますが、今回の改定の対象にはならなかった河川でそういう事例があるのかどうかということで、今回、改めてご紹介をしたいと思って資料を用意してございます。

資料3-3でございます。河川水質の改善事例ということで、まず見出川でございます。

見出川につきましては、泉州の河川でございます。昭和48年に当初からE類型ということで現在まで至ってございます。こちらの河川につきましては、下に表を掲載してございますが、BOD濃度の推移は、以下のとおりでございます。平成19年度ごろまで環境基準を達成せずという状況でございます。

平成25年度に1度達成しないということがございましたが、泉州の河川というのは、いずれも流量が少ないということで、この年は特に我々採水いたしましたときに、その前に雨があまり降らなかったような採水日というのが多く、そういう影響もございまして、環境基準未達成ということが出てきておりますが、平成20年度ごろからだいぶ改善が進んだという河川でございます。

ただ、上に書かせていただいていますように、平成19年度には、環境省が公表します全国水質のワースト1になってしまいまして、もともと平成13年ごろからワーストの常連という形で続いてきました。

そういうことも踏まえまして、丸の2つ目に書かせていただいておりますが、流域の規制対象事業場への指導を徹底するとか、特に負荷が大きい未規制の事業場や小規模な事業場、こういうところに対しての対策のお願い、こういうものを大阪府や地元市で進めてまいりました。それから、地元の関係団体、NPOさんなんかも含めまして、そういう団体から成る協議会なんかも設立されまして、さまざまな水質保全の取組みが進められてきたという状況がございます。

私どもが実施しております常時監視ですが、年12回の調査に加えまして、平成21年度からは汚染原因の推定をしたり、また、効果的な対策の実施に資するように、年1回の通日測定、2時間おきに採水を行ってその時間変化を見るというものでございますが、こういうものも実施をしております。

ということで、近年のBODの年平均値は改善傾向にございまして、平成27年度、速報値でございますが、これまでの最小値であります6.5mg/Lという状況になってございます。

これは、特定の何か事業場の影響で見出川の水質が悪かったというところではございせんが、流域全体として取組みが進みまして、改善に至っているという事例でございます。

それから、2つ目でございますが、飛鳥川です。

これは大和川水系で、平成15年度に新規でC類型に指定してございます。

16年度から環境基準の評価が始まった河川でございますが、下に示させていただいておりますように、BOD濃度の推移は、23年度は一時改善をいたしました。26年度まで環境基準を達成しないという状況が続いてまいりまして、特に26年度につきましては、数値としてはかなり悪い数値が出てございます。それから、25年度も、平均濃度については、これまでの最高値の15という状況でございまして、これも先ほど申し上げました環境省が発表しています全国水質のワーストでワースト1になったという状況がございました。

そういう水質の状況を受けまして、大阪府や地元市の方で周辺の事業場や水路の調査を行ったところ、未達成の主な要因が特定できました。高濃度の排水を排出する未規制の事業場がございまして、こちらについて改善策の実施を要請いたしました。その結果、少し時間はかかりましたが、事業場で改善が図られたということです。

私どもが実施しております水質の常時監視についてですが、こちら年12回の調査に加えまして、こちらはちょっと前後関係がありますので、対策の効果を確認するというので、平成27年度から年1回の通日測定を開始しています。

最近の27年度のBODの平均値につきましては、これまでの最小というのは平成23年度に2.9というのがありましたが、27年度の速報値では3.5ということで、前年度、前々年度から比べると大きく改善をいたしました。飛鳥川の場合は、ある特定の事業場がかなり影響を及

ぼしていたが、そこを指導することによって改善に至ったという事例でございます。

以上、2点ご報告をさせていただきます。

○池部会長　ご報告でしたが、何かご質問等ございますか。

○岸本委員　飛鳥川の方の平成25年のデータというのは、平均が15で75%値が5.6ということは、先ほど言われました未規制の高濃度排水を出されている事業所がたまたま出した水を探ってしまうと、すごい数十とかというようなBODのサンプルが幾つか出てきたということですか。

○事務局（岡野）　そうです。

○岸本委員　わかりました。ありがとうございます。

○石川委員　逆に、平成23年はなぜよかったのでしょうか。

○岸本委員　たまたま採らなかったのではないですか。

○石川委員　それはあり得ますね。

○池部会長　僕もそうだろうと思います。

何かほかにもございますか。よろしいですか。

水質測定も常時監視だけではなくて、対策をとっていくためにいろいろ工夫していただいているという改善の事例ですので、今後もこういうものがありましたら、また随時紹介いただくといいかと思えます。

それでは、よろしいですか。

ほかに何か事務局はございますか。よろしいですか。

それでは、予定した議事はこれで終わりましたが、委員の先生方、皆さん、何かございますか。よろしいですか。

ほかにもございませんので、本日の議題、議事については、これで終了させていただきます。円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しさせていただきます。

○司会（酒井）　長時間のご審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第9回水質部会を閉会いたします。ありがとうございました。